

※詳しくは圖に問い合わせください。

軽自動車などの廃車・名義変更手続きをお忘れなく

圖税務課市民税係
☎ 63-1342

軽自動車税は毎年4月1日現在で登録中の軽自動車（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車や二輪の小型自動車）などに課せられます。軽自動車などを廃棄処分、譲渡などの理由で所有しなくなったときは、廃車・名義変更の手続きをしないと、引き続き平成31年度も軽自動車税が課税されます。



●手続きの方法

種別	手続き場所と必要なもの	
原動機付自転車 (125cc以下のバイク (ミニカーを含む)) 小型特殊自動車 (農耕作業用を含む)	市民課 ☎ 63-1302 ・新規 販売証明書か譲渡証明書と印鑑 ・廃車 標識と印鑑 ・名義変更 譲渡証明書と印鑑 ・番号変更（車体や標識番号） 販売証明書か譲渡証明書と印鑑 ※窓口に来る人の本人確認書類の提示が必要です。	
軽四輪乗用 軽四輪貨物	熊本県軽自動車協会 熊本市東区東本町 16-3 ☎ 096-369-7920	・印鑑 ・住民票 ・標識 ・車検証など
軽二輪 (126cc以上 250cc以下)		※詳しくは左記の連絡先に問い合わせください。
自動二輪 (251cc以上)	九州運輸局熊本運輸支局 熊本市東区東町 4-14-35 ☎ 050-5540-2086	

※荒尾市ナンバーの軽自動車などを使用している人で、荒尾市外へ転出するときは廃車手続きを行ってください。転出先で車を使用するときは、新たに転出先のナンバーを取得する手続きを行ってください。

※熊本ナンバーの付いた軽自動車などを使用している人で、住所を変更した人は「住所変更の手続き」、車を譲り受けた人は「名義変更の手続き」を行ってください。

※県外で廃車するか県外ナンバーに変更した場合、荒尾市での課税を止める手続きが必要となります。手続きは、軽自動車協会が有料で代行手続きを行っていますが、自己申告もできます。この手続きを行わないと、翌年度以降も引き続き軽自動車税が課税されます。

※平成31年度軽自動車税の納税通知書は5月上旬に発送予定です。

※平成31年度軽自動車税の減免申請は広報あらかお5月号でお知らせします。

中央地区リサイクルの収集地区を2地区に分割し、それぞれの地区ごとに収集します

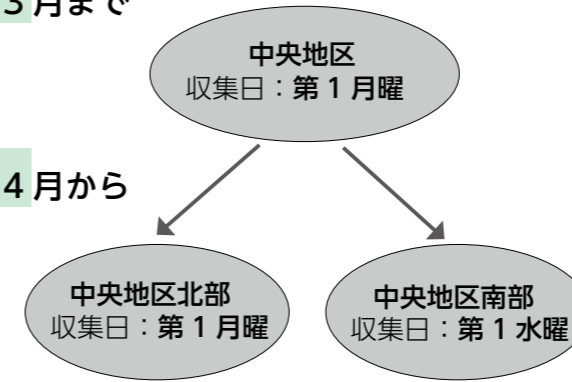
圖環境保全課環境業務係
☎ 63-1370

中央地区のリサイクル収集について、4月から【中央地区北部】と【中央地区南部】の2地区に分けて、それぞれの地区ごとに収集を行います。市民の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

【変更イメージ】

3月まで

4月から



中央地区を北部と南部に分割します。

Q：なぜ変更することになったのですか？



リサイクル品の収集量、ステーション数が多く収集に時間を要するので、管理、通行に支障をきたすなどの問題が生じているためです。分割することで収集作業の効率化を進め、収集地区人口の平準化を行います。

牛・ブタ・綿羊・ヤギ・イノシシ・ニワトリなどの飼養者は、種類や頭羽数などの定期報告が必要です

圖農林水産課農政係
☎ 63-1443 FAX63-1158

畜伝染病予防法の改正により家畜・家さんの飼養者は、飼養状況と飼養衛生管理の遵守状況を毎年県へ報告することが義務付けられました。

小規模所有者も、毎年1回の報告が必要ですので、毎年2月1日時点の飼養家畜・家さんの種類と頭羽数を定期報告書に記入し、最寄りの市町へ提出（FAX可）してください。

【報告事項の概要】

- 報告内容 種類と頭羽数のみ
- 提出期限 2月28日(木)
- 報告先 農林水産課農政係（市役所2階）

【収集地区・収集日一覧表】

	収集地区	行政区
3月まで	中央地区 収集日：第1月曜	
4月から	中央地区北部 収集日：第1月曜	中央東
		中央西
		荒尾大谷
		向陽台
		中央北
	中央地区南部 収集日：第1水曜	東屋形3丁目
		東屋形4丁目
		大和
		新生
		一紡
	新生西	
	新大和	
	大東	

※祝日・年末年始などで収集日が変わる場合があります。
※2019年度のごみ・リサイクルカレンダーは、広報あらかお3月号と併せて配布する予定です。

注：市内全地区のリサイクル収集日が祝日に重なったときも収集していましたが、4からは、収集日を変更して平日に収集します。収集時間は午前8時30分からです。ごみ・リサイクルカレンダーをご確認ください。

荒尾市避難行動要支援者支援計画（素案）への意見を募集

圖福祉課総務係
☎ 63-1406

災害時の避難行動要支援者支援について基本的な事項を定めた、荒尾市避難行動要支援者支援計画（素案）を作成しました。住民の皆さまから意見を募集します。

●募集期間 2月8日(金)～3月7日(木)
※郵送の場合は当日必着

●閲覧場所 福祉課、市役所総合案内（1階）、市役所情報公開コーナー（2階）、市民サービスセンター、市ホームページ、メディア交流館、小岱工芸館、みどり蒼生館、万田炭鉱館、文化センター、市立図書館

●提出方法 意見提出書に住所・名前（または団体名）・電話番号などを記入し、持参する・郵送・FAX・メールのどれかで提出。
※電話や口頭での意見の提出はできません。
※頂いた意見は市ホームページで公表しますが、個人情報公表しません。それぞれの意見に個別回答はしません。

●提出先 〒864-8686（住所不要）
荒尾市役所 福祉課総務係
FAX 62-2881
E-mail fukusi@city.arao.lg.jp